

東浦町景観条例(案)可決!!

29年4月1日施行

12月定例会は、12月7日から21日までの会期で開かれ、12人が一般質問を行った。

議案は、「東浦町景観条例の制定」をはじめ、19件、同意1件、意見書3件を、慎重に審議した。

町景観条例

Q 景観区域の範囲は。

A 町全域を景観区域とする。

Q 景観計画に景観形成重点区域の候補として、

緒川の「屋敷のまち並み」、生路の「郷中のまち並み」、「明徳寺川を軸とする根と狭間」、森岡の「ぶどう畑」の4つの地域が挙げられているが、今後の取り組みは。

A 初動的なところでは、4つの地域を候補として挙げているが、重要な部分は見直しを図りながら加えていく。

Q 事前協議とは。

A 建築行為等が行われるときに、事業主と打ち合わせ、協議して進めていくものである。その上で届出書を提出する手順となる。

Q いつ着工のものから適用するのか。

A 4月1日施行し、事前協議に1カ月、届け出に1カ月程度要するので、6月1日以降着工の

ものに適用とする。

Q 太陽光パネルの設置計画に対して、勧告や変更命令ができると考えているのか。

A 条例による制限ができるとは考えていない。ただし、外観上の点で可能な対応をしたいと考えている。

町飲酒運転根絶条例

Q 県内で根絶条例を制



▲景観形成重点区域の候補区域（明徳寺川周辺）

定している自治体は。

人である。

A 半田警察署管内の武豊町、美浜町、南知多町、阿久比町の4町は制定している。半田市は12月議会で制定予定である。他は制定していない。

Q 条例制定後の啓発運動の取り組みは。

A 飲酒運転根絶町民運動の日を新たに設ける。

Q 県警が28年9月末時点の検挙者数の実態を発表しているが、本町の状況は。

A 検挙者数は、県内平均15・7人、本町は3人である。免許人口1万人当たりの検挙率は、県内平均2・05人、本町は0・85

Q 社会問題となっている「ながら運転」等による交通事故は、どう考えているか。

A 交通安全条例で、今後、制定が必要かを検討した上で判断していく。

STOP! 飲酒運転

